

令和5年度 奨学金案内

奨学金を希望する皆さんへ

高校・専修学校高等課程在学生用

<タイプD> 大学等進学支援
(新規事業)

無 利 息 奨 学 金

この大学等進学支援の奨学金は、大学等への進学の意欲があるものの経済的な理由により進学に必要な学資の支弁が困難な方に対し、学資の貸与を行うことで支援し、社会に有用な人材を育成することを目的としています。

- ☆ 奨学金は貸与するものであり、卒業後には返還することになります。
奨学金を希望する人はこの案内書をよく読み、自分の現在・将来の生活設計に基づき申込条件・返還方法等を考えて、自分で必要書類に記入して申し込んでください。
- ☆ この大学等進学支援の奨学金は、県内の大学(4年生)に進学した場合や、それ以外に進学した場合でも県内に事業所を有する企業・団体に一定期間就業した場合などは、願い出により返還義務を免除します。

公益財団法人 岩手育英奨学会

公益財団法人岩手育英奨学会では、岩手県内の高等学校（専攻科及び特別支援学校の高等部を含む。）・専修学校高等課程第2学年に在学している人又は準ずる人で奨学金を希望する人を対象に奨学生の募集をします。

【奨学金の利息】 この奨学金は無利息です。

【申込みの資格】

1 対象者

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に住所を有する方の子女である者
- (2) 岩手県内の高等学校又は専修学校（高等課程）の第2学年に在学する者又は準ずる者で次のいずれか（以下「大学等」という。）に進学を希望する者

〈対象となる大学等の区分〉

- ① 大学
- ② 短期大学
- ③ 高等専門学校（進学にあたり試験等を要する場合に限る。）
- ④ 専修学校（高等課程を除く。）
- ⑤ 各種学校

- (3) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯
- (4) 次のいずれかの奨学金事業等の貸与または給付を受けていない者
 - ア 都道府県による貸与型奨学金事業
 - イ 高校奨学事業（東日本大震災津波特例）
 - ウ 東日本大震災により被災した高等学校等の生徒に対する、都道府県による給付金型事業（一時的な支援を行う給付金等を含む。）

※ 「都道府県による給付金型等事業」は、いわての学び希望基金奨学金、東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金及び福島県東日本大震災子ども支援基金給付金です。

※ 「高校奨学事業（東日本大震災津波特例）」は、岩手育英奨学会のタイプC奨学金です。

※ 「一時的な支援を行う給付金等」は、いわての学び希望基金事業の教科書等購入費等給付事業、被災地生徒運動部活動支援事業、被災地児童生徒文化活動支援事業等です。

※ この奨学金は、岩手育英奨学会のタイプA又はタイプBとの併給が可能です。

【借りられる金額】

☆ 一人あたり150,000円（定額）です。

（注1）この奨学金は、定額で区分は一種類のみとなります。

【借りられる時期】

☆ 奨学金は、令和6年3月期に一括して交付します。

奨学金振込口座届で指定した奨学生本人名義の口座に振り込みます。

（取扱金融機関は岩手銀行のみです。）

【申込みに必要な書類】

- ☆ タイプD奨学生願書
- ☆ 住民票謄本（世帯全員が記載されたもの）※マイナンバー不要
- ☆ 家計支持者の令和5年度（令和4年中の所得が記載されているもの）市町村民税所得課税証明書（全部記載）
※家計支持者とは、父と母両方、又は父母に代わって家計を支えている方です。

【候補者になったら】

- ☆ 「誓約書・奨学金振込口座届」及び「奨学金返還誓約書」（審査後、採用候補者は、提出が必要です。用紙は、後日送付します。）
借入金額は、150,000円を記載します。
※添付書類として、連帯保証人1名(保護者等)の印鑑登録証明書が必要です。
保護者等以外の連帯保証人が付けられない事情がある場合は、当会に相談してください。

【奨学生になったら】

- ☆ 奨学生には、奨学生証・奨学生のしおりを交付します。
- ☆ 奨学生としての自覚を持ち、高校生にふさわしい生活態度で、学業に励んでください。

【貸与が終了したときは】

- ☆ 奨学金返還誓約書等にしながら返還の手続きをしてください。

【返還及び返還免除】

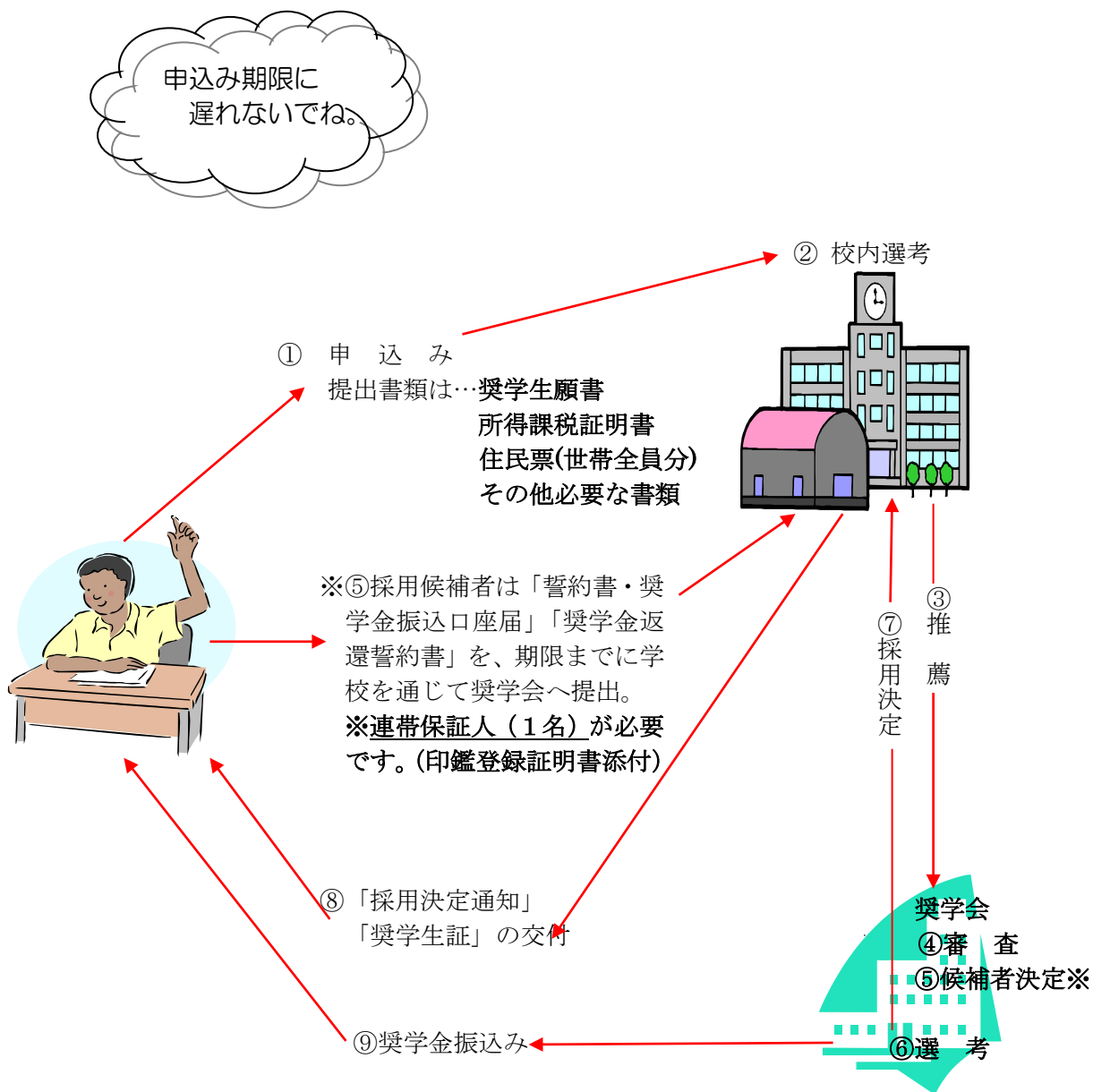
奨学金は無利子での貸与ですが、全額返還の義務があります。返還は、卒業から6か月経過後より5年以内で返還します。

なお、次のいずれかに該当し、所定の「奨学金返還免除願」に関係書類を添えて申請があったときは、審査のうえ返還を全額免除します。

区 分	免 除 の 条 件	関 係 書 類
大学（修業年限4年以上）進学	県内 入学したことの確認をもって免除します。	在学証明書
	県外 大学等卒業後、一定期間県内企業・団体等に就職したことの確認をもって免除します。	雇用証明書
短期大学、高等専門学校（4、5年生）専修学校又は各種学校に進学（県内外の区分なし）	【就業期間】通算で2年間（正規、非正規は問いません。） ※ただし、5年以内を限度とする。 【県内就職】県内に事業所を有する企業・団体等への就業	※通算で2年間の就業が確認できるまでは、毎年雇用証明書を添付して返還の猶予願の申請が必要。

【申込みから振込みまで】

☆奨学金に関する手続きはすべて学校を通じて行います。



【返還するには】

- 卒業後、岩手銀行各支店からの口座引落としにより返還することになります。
- 返還方法は「月払い」と「月払いと半年払いの併用」があり、借用の明細提出時に選びます。なお、返還は5年以内となります。

◇月払いの返還例

返還年数	回数	月払い額
5年	60回	2,500円
3年	36回	4,166円 (4,190円)

※ () は最終回の返還額です。

◇月払いと半年払いの併用による返還例

返還年数	回数 月/半年	月払い額	半年払い額
5年	60/10回	1,250円	7,500円
3年	36/6回	2,083円 (2,095円)	12,500円

※ () は最終回の返還額です。

【返還に困ったときは】

- 卒業後、県内の大学（4年制）以外に進学したときや大学等を卒業後県内企業等に就業したとき、また、病気・災害・失職等の場合など、願い出により一定期間返還が猶予されます。
- 死亡又は心身に著しい障害があるため返還ができなくなったときは、願い出ていただくことにより、状況に応じて全部又は一部の返還が免除されます。

★ お問い合わせは、必ず在学学校（出身学校）を通じてお願いします。

★ この「奨学金案内」は、令和5年4月現在で記載してありますが、公益財団法人岩手育英奨学会奨学金貸与規程等が変更された場合には、変更後の規程が適用されますので御承知おきください。



申込みでわからないことがあったら学校の先生か奨学金担当の方に聞いてね